

# 個人データの共同利用の取り扱いについて

豊田通商健康保険組合

## <加入事業所との共同利用>

### 1. 共同で個人データを利用する趣旨

加入事業所と組合が共同して健診及び健康支援(保健指導)、その他の保健事業を実施することが、被保険者および被扶養者の健康管理を推進する上で効果的、効率的であるため、共同利用として実施する。

### 2. 個人データの項目

記号・番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、事業所名、受診費用、健診未実施項目、健診種目名、健診結果、健診受診日、健診機関名・所在地、指導内容、所見、医師・保健士名、疾病既往症、家族既往症、問診調査結果、Pep Upの登録状況、イベントの参加状況、歩数、睡眠時間、体重、血圧、健康年齢

### 3. 利用者の範囲

豊田通商健康保険組合とその加入事業所

### 4. 利用目的

事業所においては被保険者の健康状態の把握及び職場における健康管理、特定保健指導及び受診勧奨のため。

当健保においては、被保険者・被扶養者の健康の保持・増進、生活習慣病改善のための保健指導・栄養指導、特定保健指導、受診勧奨、生活習慣病予防のための保健事業。

### 5. データ管理責任者の氏名又は名称

当組合： 常務理事

事業所： 各管理者

## <健康保険組合連合会との共同利用>

### 1. 共同で個人データを利用する主旨

高額医療費給付に関する交付金交付事業：

健康保険法附則第2条に基づき、健康保険組合連合会(以下「健保連」という)と健康保険組合が共同で実施している事業であり、当健保に高額な医療費が発生した場合、その費用の一部が健保連から交付されるものです。交付申請に際し、診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む、以下レセプトという)の写し及び当該レセプトに記載される患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療グループに提出します。健保連はこれを交付申請の審査・決定並びに

高額医療費の分析に利用しています。

## 2. 個人データの項目

対象レセプトの記載データ及び前項の「交付金交付申請総括明細書」の記載事項

## 3. 利用者の範囲

(健保) 高額医療交付金交付事業担当者、事務長、常務理事

(健保連) 高額医療グループ職員

(委託先) 公益財団法人日本生産性本部 情報システム事業部

## 4. 利用目的

当組合においては高額医療交付金交付事業の交付申請のため、健保連においては審査、決定及び高額医療費の分析のため。

## 5. 管理責任者

(当健保) 常務理事

(健保連) 高額医療グループ グループマネージャー